

# 「清流の国ぎふ」文化祭2024 文化団体等事業補助金

## 募集要項

令和6年に開催する「清流の国ぎふ」文化祭2024（以下「本文化祭」という。）は、「ともに・つなぐ・みらいへ ～ 清流文化の創造～」をキャッチフレーズに、各種の文化活動を全国規模で発表・共演・交流する祭典です。

この度、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、文化団体等が実施する、本文化祭の基本方針に基づく事業に対して、その事業費の一部を支援するため、『「清流の国ぎふ」文化祭2024文化団体等事業補助金』（以下「本補助金」という。）を募集します。

本文化祭期間中に、県実行委員会からの補助金を活用した文化事業の実施を希望する団体は、本募集要項に基づき応募してください。

### 【「清流の国ぎふ」文化祭2024の概要】

#### (1) 名称

##### ①正式名称

第39回国民文化祭

第24回全国障害者芸術・文化祭

##### ②統一名称

「清流の国ぎふ」文化祭2024(にせんにじゅうよん)

#### (2) キャッチフレーズ

ともに・つなぐ・みらいへ ～ 清流文化の創造～

#### (3) 主催者

文化庁、厚生労働省、岐阜県、岐阜県実行委員会、県内市町村、市町村実行委員会、文化関係団体、障害者関係団体 等

#### (4) 会期

2024(令和6)年10月14日(月・祝)～11月24日(日)42日間

## 1 補助対象者

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、以下の要件を全て備えている団体とします。

(1) 平成29年度から令和4年度までの間において3回以上の文化活動の実績を有すること。

なお、本文化祭を契機として新たに作られた団体の場合には、構成員のうち3名以上がそれぞれ平成29年度から令和4年度までの間において3回以上の文化活動の実績を有すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大等によって、やむをえず中止となった事業も実績に含むものとする。

(2) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約を有していること。

- (3) 3名以上で構成されていること。
- (4) 会計経理が明確なこと。また代表者が明らかになっていること。
- (5) 営利法人でないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (7) (1)～(6)の要件を全て備えている団体であっても、次の項目のいずれかに該当する者は補助対象者となることができない。
  - (a) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (b) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (c) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
  - (d) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
  - (e) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
  - (f) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
  - (g) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
  - (h) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等
- (8) 本補助金応募後、あるいは事業承認後に(7)(a)～(h)のいずれかに該当することが判明した場合は、何らの催促も要することなく事業承認を取り消すことができるものとする。

（県実行委員会は応募者やその関係者が(7)(a)～(h)のいずれかに該当するかについて、応募時の書類をもって警察機関に照会できるものとする。）

## 2 補助対象事業

本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の要件を全て満たすものとして、県実行委員会会長が認めた事業とします。

- (1) 応募者自らが、本文化祭のために新たに企画し、実施する事業であること。
- (2) 「清流の国ぎふ」文化祭2024基本構想に明記している「1 基本的な考え方」に基づき、以下の(a)～(d)のいずれかの内容として実施される事業であること。
  - (a) 「清流の国ぎふ」の文化力を結集・発信
  - (b) 次世代を見据えた文化芸術の創造
  - (c) 文化芸術で人が輝く共生社会の実現
  - (d) 国民文化の大交流の実現
- (3) 一般に広く公開される事業であること。
- (4) 岐阜県内において令和6年10月14日から令和6年11月24日までの42日間の間に実施する事業であること。ただし、この期間を超えて実施する事業は対象外とする。
- (5) 本補助金を除く財源の調達が確実にできる見込みがあること。
- (6) (1)～(5)を満たす事業であっても、以下の(a)～(g)の項目に該当する事業は対象としない。
  - (a) 単に既存事業の変更又は拡充を行うもの
  - (b) 稽古事や教室（カルチャースクールを含む。）等の講演会や発表会
  - (c) 関係者間の親睦、関係者のみを対象とした発表等を目的とする事業
  - (d) 寄附（チャリティー）や営利を目的とする事業
  - (e) 宗教的又は政治的意図を有している事業
  - (f) 公序良俗に反している事業
  - (g) 岐阜県から補助金等の交付を受ける事業

## 3 補助率、補助対象年度、補助限度額

- (1)補助率 予算の範囲内において、「補助対象経費」から「入場料、協賛金、参加料等の事業収入」を控除した額の2分の1以内
- (2)補助対象年度 令和5年度及び令和6年度  
ただし、令和5年度分については、令和6年度の事業実施の準備のために必要な経費のみを対象とします。
- (3)補助限度額 上限額については補助要綱等が作成され次第お知らせします。

## 4 補助対象経費等

別添「文化団体等事業補助金に係る補助対象経費について」のとおり

## 5 応募方法

本補助金を希望される場合は、下記の提出書類を、**令和4年12月1日(木)から12月28日(水)(17時必着)までに、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局**(岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課内)に提出してください。

- ・提出は、郵送又はメールで受け付けます。
- ・郵送の場合も、令和4年12月28日(水)必着となります。
- ・応募期間最終日については、17時必着とします。

※期日を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できません。

※複数の事業を計画する場合は、全ての事業の実施が可能な場合のみに限ります。

### ■提出書類

必要事項を記入の上、各1部ずつ提出してください。

- ①鑑文(様式1)
- ②事業計画書(様式2)
- ③収支予算書(様式3)
- ④団体概要(様式4)(※規約、役員名簿等及び直近の団体収支決算添付)
- ⑤役員等名簿(様式5)
- ⑥その他、活動実績や実施事業について参考となる資料  
(チラシやプログラム、新聞記事等)

※様式は、岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課内ホームページからダウンロードが可能です。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/253069.html>)

※本事業の採択された場合は、別途募集している『「清流の国ぎふ」文化祭2024 文化団体等連携事業』と同様の連携協力を行うこととなりますので、『「清流の国ぎふ」文化祭2024 文化団体等連携事業』に応募いただく必要はありません。

### ■書類の提出先及び問い合わせ先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 (岐阜県庁6階)

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局

(岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課内)

TEL: 058-272-8227

メールアドレス: [kokubun2024@govt.pref.gifu.jp](mailto:kokubun2024@govt.pref.gifu.jp)

## 6 審査及び選考方法

応募いただいた書類をもとに審査を行い、補助対象となる事業を決定します。

審査結果は、採否にかかわらず、応募者全てに通知します。

○今後のスケジュール ※現時点のスケジュールのため、変更となる場合があります。

令和4年10月31日(月)	募集要項配布開始
令和4年12月1日(木)	応募書類受付開始
令和4年12月28日(水)	応募書類提出締め切り
令和5年3月	補助対象事業 採択
	令和5年度分 補助金に係る要望書の受付、内示
令和5年4月	令和5年度分 補助金申請の受付
令和5年7月	令和5年度分 補助金交付決定
令和6年3月	令和5年度分 実績報告書の提出
	令和6年度分 補助金に係る要望書の受付、内示
令和6年4月	令和6年度分 補助金申請の受付
令和6年7月	令和6年度分 補助金交付決定
令和6年11~12月	令和6年度分 実績報告書の提出

## 7 その他

- (1) 本補助金にかかる令和5年度及び令和6年度の岐阜県予算案が成立しない場合又は県実行委員会総会における予算案の承認が得られない場合は、採択後であっても補助金の交付決定は行いません。なお、これに伴い応募者に損害が生じた場合でも、岐阜県及び県実行委員会はその損害について一切負担しません。
- (2) 県実行委員会からの補助の額は、予算の範囲内で算定されますので、採択後であっても希望どおりにならない場合があります。
- (3) 提出いただいた書類は審査資料となりますので、その内容について十分検討の上、作成願います。なお本応募に関し、虚偽の内容の応募又は報告を行ったと認められる場合、応募した内容の事業が実施できないと認められる場合などでは、採択の決定を取り消すことがあります。
- (4) 提出資料の作成にあたっては、各様式に記載の注意事項を確認の上、作成してください。
- (5) 事業の実施にあたり、成績優秀者等に賞金等を交付することは、原則できません。
- (6) 交付決定前に要した費用は原則対象外とします。ただし、各年度内示後に交付決定前着手の承認を受けた場合は、承認を受けた日又は4月1日のうちいずれか遅い日以降に要した経費は例外として認めます。
- (7) 補助対象経費は、交付決定の日の属する年度内に発生したものとします。(年度ごとの清算が必要となります。)

## 文化団体等事業補助金に係る補助対象経費について

### (1) 対象となる経費

別表のとおり

※交付決定前に要した費用は原則対象外とします。ただし、各年度内示後に交付決定前着手の承認を受けた場合は、その後に要した経費は例外として認めます。

### (2) 対象とならない経費

- ・ 各団体等の運営費
- ・ 一般出演者の謝金、旅費、食糧費
- ・ プレイベントの開催経費
- ・ 交流会(前夜祭・懇親会等)に係る経費
- ・ 事業終了後、団体に残るもの(衣装、楽器、美術作品等)の購入費
- ・ 賞品等に係る経費
- ・ その他補助対象として適当でないと県実行委員会が判断したもの

別表 補助対象経費

科目	項目
1 会場費	会場使用料 会場付帯設備使用料 会場設営、撤去及び会場案内・誘導、周辺装飾費用 会場警備費 等
2 舞台制作等経費	舞台制作費 舞台・音楽監督費 演出料、振付料 作品据付費 音響・照明設置費 編曲等経費 衣装レンタル料、メイク代 等
3 特別出演者等経費	特別出演者に係る謝金、旅費、食糧費 受賞者に係る旅費、食糧費 等
4 運搬等経費	展示品・道具類の運搬、搬入・搬出経費 出演者の大道具、楽器等に係る運搬、搬入・搬出経費 観客輸送用車両借上料 出演者等輸送用車両借上料 等
5 打合せ等経費	打合せ、出演交渉に係る旅費 打合せ、出演交渉に係る通信費 等
6 合同練習等経費	外部から特に招聘する練習指導者に係る謝金、旅費、食糧費 練習会場使用料、付帯設備使用料 楽譜・台本の印刷費、購入費、郵送料 楽器・練習資材運搬費 等
7 募集・作業管理費	募集要項等作成・印刷費 募集要項等郵送料 専門誌等の広告掲載費 応募作品の整理費 作品等保管関係経費 等
8 審査経費	審査員に係る謝金、旅費、食糧費 審査会に係る通信費 審査会会場使用料 審査会の資料作成費 等
9 その他	ポスター・チラシ・プログラム等作成費 表彰状の印刷費、筆耕料等 著作権料 手話通訳者、要約筆記者、ベビーシッター等経費 スタッフ・ボランティアの食糧費(弁当代等) 事業に係る保険料(参加者、出演者、スタッフ、ボランティア等の保険料を含む) 入場整理券作成、配布経費 感染症対策に係る経費 等

### (3)文化団体等事業補助金に係る補助対象経費の詳細

#### 1. 会場費

- 会場使用料
- 付帯設備使用料(照明・音響設備費等)
- 会場設営、撤去及び会場案内・誘導、周辺装飾費(テント、看板等)
- 会場警備費

「○」は補助対象

「×」は補助対象外

#### 2. 舞台制作等経費

- 舞台制作費(大道具・舞台セット等)
- 舞台・音楽監督費
- 演出料・振付料(舞台美術料)
- 作品据付費
- 音響・照明設置費
- 編曲等経費
- 衣装レンタル料、メイク代

※舞台制作等経費は本補助金を活用した事業のみに必要となる舞台や作品等に係る経費に限り補助対象とする。ただし、事業終了後に実施団体に残るもの(衣装、楽器、美術作品等)の購入費は補助対象としない。

#### 3. 特別出演者等経費

- 特別出演者に係る謝金、旅費、食糧費(弁当代等)
- 受賞者に係る旅費、食糧費(弁当代等)
- ×一般出演者に係る謝金、旅費、食糧費(弁当代等)

※出演者は、「一般出演者」と「特別出演者」に区分し、次のとおり定義することとする。

特別出演者: 司会者やゲスト出演(講師を含む)する大学教授等の専門家やプロの棋士、演奏者、ダンサーなどその分野で収入を得ている(生業としている)個人(団体)。

またアマチュアとして活動する個人(団体)を招聘する場合は、全国トップレベルの実績を有する個人(団体)を1名(団体)に限り認めます。1名(団体)以上招聘する必要がある場合は、必ず県実行委員会と協議するものとする。

→特別出演者に該当するかどうかは県実行委員会と協議するものとする。

一般出演者: 特別出演者以外(公募手続きに基づいて参加する団体(個人)を含む)

※受賞者の範囲については、別途、県実行委員会と協議するものとする。

※交流会(前夜祭・懇親会等)に係る費用は補助対象としない。

#### 4. 運搬等経費

- 展示品・道具類の運搬、搬入・搬出経費
- 出演者の大道具、楽器等の運搬、搬入・搬出経費
- 観客輸送用車両借上料
- 出演者等輸送用車両借上料

※搬入・搬出する際の経費について、美術展等において応募者が応募作品を出品するための経費は、出品者負担とする。

※出演者等輸送用車両借上料は、現地ホテル等の宿泊地から当該会場まで、当該会場最寄り駅等から当該会場までのバス借上げ料であり、かつ、本番実施に係るもので会場までの交通アクセスが悪い場合に限り対象とする。

#### 5. 打ち合わせ等経費

- 打合せ、出演交渉に係る旅費
- 打合せ、出演交渉に係る通信費

## 6. 合同練習等経費

- 外部から特に招聘する練習指導者に係る謝金、旅費、食糧費(弁当代等)
- 練習会場使用料、付帯設備使用料
- 楽譜・台本の印刷費、購入費、郵送料
- 楽器・練習資材運搬費
- ×参加者の謝金、旅費、食糧費(弁当代等)

※演劇・音楽分野などの舞台系事業かつ事業実施に不可欠な合同練習で、主催団体に係るものを補助対象とする。個人の練習や既存の団体が取り組む通常練習は補助対象外とする。

※ワークショップ等経費は、当該事業の参加者や本番までのプロセスなどが明確で、「清流の国ぎふ」文化祭2024に向けた新たな取組みとして、事業内容の充実に大きく寄与する活動と認められるものを補助対象とする。

## 7. 募集・作業管理費

- 募集要項等作成・印刷費(デザイン料含む)
- 募集要項等郵送料
- 専門誌等の広告掲載費(有料広告掲載料)
- 応募作品の整理費(賃金、需用費、役務費等)
- 作品等保管関係経費(作品保険料、保管場所借上料)

※応募作品の整理費は、入賞者への連絡、住所等データの整理に関するもの、受付時から審査会・展覧会終了時までの応募作品の保管に関するものなどを補助対象とする。

※専門誌等の広告掲載費(web広告を含む)は、出演者や作品の募集に関するものに限り補助対象とする。したがって、イベント自体の広告は補助対象外とする。

## 8. 審査経費

- 審査員に係る謝金、旅費、食糧費(弁当代等)
- 審査会に係る通信費
- 審査会会場使用料
- 審査会の資料作成費

※舞台系事業における出場者の選抜(オーディション等)に必要な経費も補助対象とする。

## 9. その他

- ポスター・チラシ・プログラム等作成費
- 表彰状の印刷費、筆耕料等(賞状筒も含む)
- ×参加記念品、賞品等にかかる経費
- 著作権料
- 手話通訳者、要約筆記者、ベビーシッター等経費
- スタッフ、ボランティアの食糧費(弁当代等)
- ×スタッフ、ボランティアの謝金、旅費
- 事業運営、実施に係る保険料
- 参加者、出演者、スタッフ、ボランティア等の保険料
- 入場整理券作成、配布経費
- 感染症対策に係る経費
- ×振込手数料

※本事業に係るポスター・チラシ・プログラム等作成費は対象とする。ただし、ホームページやPR動画の作成に関する経費は補助対象外とする。

※表彰について、表彰状、筒、筆耕料は補助対象としますが、額装、副賞、参加賞の記念品等については、対象外とする。

※スタッフ・ボランティアの食糧費(弁当代、お茶代等)は、イベント当日に限り補助対象とする。

※入場整理券作成、配布経費は、入場券等の印刷費(委託する場合に限る)と郵送料を補助対象とする。

※感染症対策について、感染症の拡大防止に要する経費を補助対象とする。

(例)マスク、フェイスシールド、ビニールカーテン、アクリル板(受付等)、手袋、消毒液、周知サイン(待機列用、席使用禁止等)、非接触型体温計、赤外線サーモグラフィー賃借料、検査識別用リストバンド等、消毒作業人件費(委託する場合に限る) など



※その他、留意事項

- ・判断が難しい事項については、別途、県実行委員会と協議するものとする。
- ・事業の執行にあたっては、可能な限り経費の節減に努めること。
- ・イベント当日の警備スタッフ(委託する場合に限る)は「会場費」、音響・照明等の技術スタッフや出演者のメイクスタッフ等は「舞台制作等経費」、美術品・工芸品等の運搬スタッフは「運搬等経費」として補助対象とする。またスタッフにおいて業務を統括する等の責任がある方についての旅費は、事業実施日に打ち合わせがある場合に限り「打ち合わせ等経費」として対象とする。
- ・謝金、旅費、食糧費は、社会通念上妥当な単価とすること。